

**東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の  
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の  
認可申請に関する説明  
(令和5年度の接続料の改定等)**

**実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等**

**令和5年1月**

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)  
代表取締役社長 澄谷 直樹

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)  
代表取締役社長 森林 正彰

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

## 2. 申請年月日

令和5年1月16日(月)

## 3. 実施予定期日

認可後、令和5年4月1日(土)より適用

## 4. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、令和5年度以降の  
実績原価方式に基づく接続料の改定等を行うため、接続約款の変更を行うもの。

# 接続約款の変更認可申請の全体像

- 今次申請では、実績原価方式に基づく接続料の改定等のみが行われる。
- 将来原価方式による加入光ファイバに係る接続料の改定については、光ファイバの耐用年数に係る議論等に時間要するため、本年5月目途に別途申請がある予定。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
電気通信事業法第33条第2項に基づく接続約款変更認可	接続料規則第3条に基づく許可等(※)	R3年度接続料	R4年度接続料	R5年度接続料	R6年度接続料	R7年度接続料
<b>【今次申請】</b> <b>実績原価方式に基づく接続料の改定等</b> (ドライカッパ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費 等)	・特設公衆電話に係る費用の扱い 等			実績原価		
<b>【別途申請】</b> <b>加入光ファイバに係る接続料の改定等</b> (シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料 等)	(別途申請)			将来原価方式		
<b>(参考) NGNに係る接続料の改定等</b> (IP網移行期間における光IP電話接続機能 等)			NGN (3年9ヶ月(～R6年12月))将来原価方式			
			10Gbit/sインターフェースに対応する新たな設備 将来原価方式(5年)			

## 接続約款の認可申請に併せて行われる報告

・接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)

※ 接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。)に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能(3条許可)。

### ○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条(略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に關し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

# 主な変更内容

## 主な変更内容（P. 5～7）

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（P. 5～7）
- ② 接続約款の変更（電気料の改定頻度の見直し等）（P. 9～11）
- ③ その他の事項（接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタッフテスト）（P. 13～19）
- ④ 自己資本利益率（P. 21・22）

## その他の変更内容（詳細）等（P. 24～32）

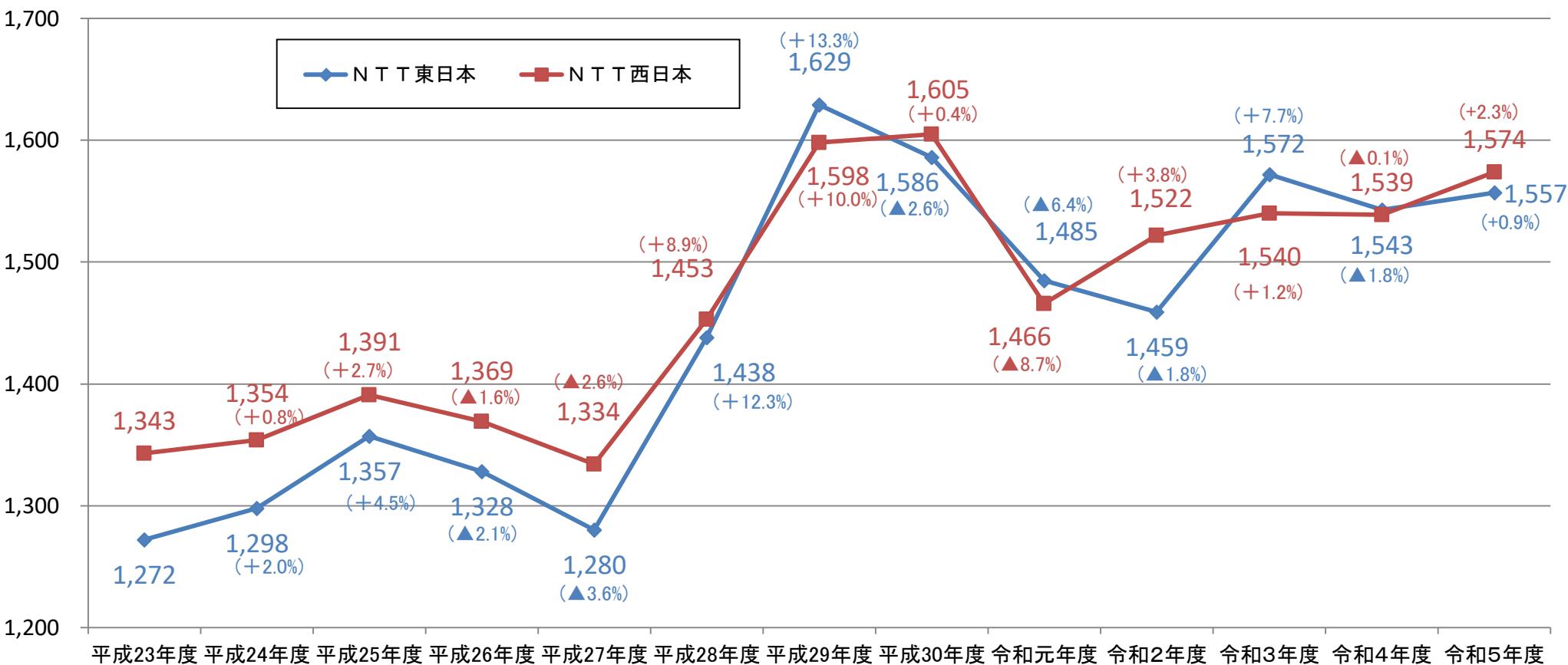
- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（P. 24～29）
- ② 接続約款の変更（IP網への移行に伴う規定整備、届出事項等）（P. 31・32）

## 参考資料（P. 34～44）

# ドライカッパ接続料の推移

- **ドライカッパの令和5年度接続料**について、NTT東日本・西日本とも、費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続している中で、**令和4年度と比べて上昇**。

(単位:円／回線・月)



※1 回線管理運営費を含む。

※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和5年度接続料は現在申請中のもの)。

※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。以下同じ。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)及びNTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)。

# 工事費、手続費（令和5年度申請）

令和5年度の工事費及び手続費について、令和3年度の実績を基に算定。

## ○ 全体の傾向

- 令和5年度の工事費・手続費について、**NTT東日本・西日本ともに、労務費単金・管理共通費※1の増加により、作業単金が上昇した**(NTT東日本においては、令和3年度に実施したリモートワーク環境の整備等による経費の影響で、管理共通費の増加幅が大きい)。
- その他、**調達価格の上昇等による物品費の増加**等が影響し、システムの償却の進行等により減少した項目もあったものの、全体的には**上昇**傾向。

## ○ 光屋内配線に係る工事費

- 総務省は、平成27年度適用接続料の認可に際し、審議会答申を踏まえ、NTT東日本・西日本に対して、**工事費の算定に用いられる作業時間について**、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えることが想定されること※2から、**毎年度、配管の有無を調査し、配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請。**
- NTT東日本・西日本が配管の有無を調査したところ、その比率は、**平成26年度と令和4年度では大きな変化がなかった**ことから、**光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。**

## ■ 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

	令和5年度		令和4年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請作業単金※3、5	6,369円	6,073円	6,261円	6,041円
括弧内は前年度からの増減率	(+1.7%)	(+0.5%)	(+0.4%)	(▲0.2%)
前年度からの増減額	+108円	+32円	+22円	▲12円

## ■ 光屋内配線に係る工事費(光屋内配線を新設する場合)

	令和5年度		令和4年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請工事費※4、5	14,556円	14,108円	14,193円	13,903円
括弧内は前年度からの増減率	(+2.6%)	(+1.5%)	(▲0.6%)	(▲1.0%)
前年度からの増減額	+363円	+205円	▲82円	▲135円

※1 開通工事や申込手続等の業務運営上必要となる、総務・経理・建物管理等に関する共通セクションの費用

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1／3であることが判明。

光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が平成21年度計測時と比べて高くなつたことが、作業時間短縮の要因と想定される。

※3 平日昼間・一人当たり・1時間ごと

※4 平日・昼間帯工事

※5 令和4年度の数値は適用作業単金・工事費

# 公衆電話機能の接続料の单一品目化

- 公衆電話機能(NTT東日本・西日本の公衆電話(特設公衆電話を除く。)から通信を発信等する際に用いる接続機能)については、これまで、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話で別々の接続料が設定されていたところ、
  - ・ 公衆電話発のIP網移行に伴い、NTT 東日本・西日本及び接続事業者の双方において、令和6年1月以降、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話の信号識別ができなくなること
  - ・ 公衆電話機能の利用の大宗を占める公衆電話発携帯電話着の通話について、料金設定権の変更があったこと(令和3年10月)等により、接続事業者による当該機能の利用が著しく減少した現状においては、単一の接続料を適用しても接続事業者への影響は僅少であること
- 等を踏まえ、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話の接続料を单一品目化する旨の申請があった。
- 単一品目化した接続機能においては、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話の合計の原価を合計の需要で除すことにより接続料を算定することとなる。(3条許可に基づく特設公衆電話に係る費用の算入については、引き続き行われる。)
- なお、接続料規則においては、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話で別々の接続料を算定すべきことを規定していないことから、本件に係る3条許可は不要。

## ■ 公衆電話機能の接続料(円／3分、かっこ内は前年度からの増減額)

品目	令和4年度		令和5年度※2	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
【廃止】公衆電話発信機能※1 <うち、特設公衆電話に係る費用>	512.24(▲80.86) <62.24(+6.85)>	409.00(▲65.32) <41.91(+5.33)>	555.34(43.10) <70.10(+7.36)>	459.90(50.90) <49.70(+7.79)>
【廃止】ディジタル公衆電話発信機能 <うち、特設公衆電話に係る費用>	511.63(63.11) <62.06(+6.73)>	463.39(26.13) <41.94(+5.49)>	549.45(37.82) <70.02(+7.96)>	558.81(95.42) <49.61(+7.67)>
【新設】公衆電話発信機能 <うち、特設公衆電話に係る費用>	-	-	553.01(-) <70.07(-)>	492.48(-) <49.63(-)>

※1 アナログ公衆電話から発信する際に用いる品目。

※2 廃止する品目に係る接続料については、單一品目化しない場合を想定した値。

・アナログ公衆電話においては、需要が減少する一方で、原価が上昇したことから、接続料は増加。

・デジタル公衆電話においては、需要の減少が原価の減少を上回ったため、接続料は増加。

(NTT東日本・西日本においては、公衆電話の需要が大きく減少する中、アナログ公衆電話とディジタル公衆電話の双方の保守部材・技術等を維持していくより、アナログ公衆電話に一本化していく方が保守等の費用の低減が期待できるという観点から、デジタル公衆電話について、機材の修理・更改のタイミングで順次アナログ公衆電話への置き換えを進めている。)

## 主な変更内容（P. 5～7）

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（P. 5～7）
- ② 接続約款の変更（電気料の改定頻度の見直し等）（P. 9～11）
- ③ その他の事項（接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタッフテスト）（P. 13～19）
- ④ 自己資本利益率（P. 21・22）

## その他の変更内容（詳細）等（P. 24～32）

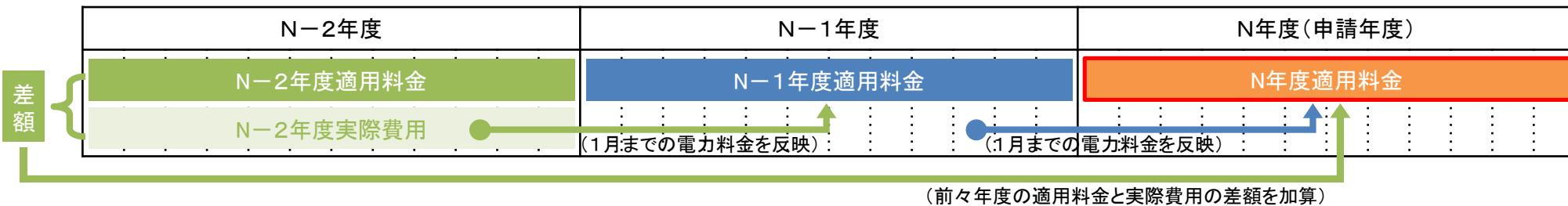
- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（P. 24～29）
- ② 接続約款の変更（IP網への移行に伴う規定整備、届出事項等）（P. 31・32）

## 参考資料（P. 34～44）

# コロケーション電気料の改定頻度の見直し

- コロケーション料金のうち、**電気料**(通信用建物に設置した機器で利用する電気に係る費用。以下「コロケーション電気料」という。)については、他の接続料と同様、**年度ごとに改定**(前年度の電力料金及び前々年度の調整額に基づく。)を行っているところ、令和3年度から進行している電力料金の**燃料調整費の上昇等の影響**により、**令和5年度の改定において、大幅に上昇**する。  
※ 契約する電気事業者や、契約内容等が異なるため、通信用建物ごとに電気料の上昇状況も異なるが、例えば、東京都の池袋ビルのDC-48Vの電源において、328円／アンペア・月上昇(約55%の上昇)する。(令和4年度:592円／アンペア・月、令和5年度:920円／アンペア・月)
- **年度ごとに改定を行う現在の改定方法では、燃料調整費の変動がコロケーション電気料に反映されるまでに時間を要し、燃料調整費が継続的に上昇又は減少する局面においては、調整額も莫大となることから、令和5年度において生じるように、コロケーション電気料の大幅な変動が生じやすい。**
- このような状況を踏まえ、燃料調整費の影響をコロケーション電気料に適時に反映し、今後の大幅な変動を抑止するため、電気料の**改定頻度を四半期ごとに変更する**旨の申請があった。

## ■ 現在の改定方法(年度改定)



## ■ 申請のあった改定方法(四半期改定)



# (参考)コロケーション費用の予見可能性の確保に関する過去の議論

- コロケーション費用の変動については、平成30年度の接続料改定(平成30年3月23日諮問、5月25日答申、6月16日認可)における意見募集の結果等を踏まえ、NTT東日本・西日本において、予見可能性の確保のための費用(試算値を含む。)の事前開示等の取組を実施しているところ。

## ■ 平成30年度の接続料改定における意見募集の結果

意見	再意見	審議会の考え方
<p>○ 平成30年度に適用されるコロケーション費用については、接続料の算定に関する研究会の第1回でNTT東西殿が提示した資料にあるとおり、全体的なコロケーションラック数が減少局面に入ったことや調整額等の影響により、大幅に上昇しました。</p> <p>現状、レガシー系サービスに係る機能については、毎年10月末に翌年度に適用する料金の速報値が提示されていますが、コロケーション費用についても予見性確保の観点から開示対象に加えることをご検討いただきたいです。&lt;後略&gt;</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 例年、接続事業者の予見性確保の観点から、コロケーション費用の速報値として、<u>東京・神奈川[NTT西日本:大阪・愛知]</u>エリアにおけるビル毎の設備保管料(スペース料・電気料)及び設備使用料(電力設備・空調設備等)を<u>1月末頃に</u>、その他のエリアは<u>3月上旬頃</u>に開示しています。</p> <p>ビル毎の全てのコロケーション費用の速報値を<u>10月末に</u>開示することは、算定作業が膨大であり、また多大な時間を要することから困難ですが、<u>更なる予見性向上の取組みについて</u>今後検討を行っていく考えです。&lt;後略&gt;</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>※その他、株式会社TOKAIコミュニケーションズよりソフトバンク株式会社意見への賛同意見あり</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、既にコロケーション費用の予見性向上のための取組が進められ一定の進捗が見られるところであるが、これについて<u>更に改善の余地がないか検討を進めるよう、総務省から要請することが適当である。</u></p>

## ■ 答申を踏まえた行政指導(平成30年度の接続料の新設及び改定等に関して講すべき措置について(要請)、平成30年5月25日総基料第109号)

- 1 (略)
- 2 コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地がないか検討を進めること。
- 3・4 (略)

## ■ 行政指導に基づくNTT東日本・西日本からの報告(2018年10月31日付け東相制第18-00064号、西設相制第000105号)

今般、御省からの要請を踏まえ、コロケーション費用の予見性を高められるよう、年度毎の変動の大きい「電気料」について、平均値の試算値を毎年度10月末に接続事業者様向けHPに掲載するとともに、メールにてお知らせさせていただくことを検討しております。(東京・神奈川[NTT西日本:大阪・愛知]エリアの平均値を掲載予定)

なお、電気料については、接続事業者様がご負担いただくコロケーション費用において、最も負担割合が大きい(約4割)ことから、当該料金の試算値の開示は接続事業者様の予見性向上に資するものと考えております。

[開示内容] 電気料における平均値の試算値(東京・神奈川[NTT西日本:大阪・愛知]エリア)

[開示場所] 接続事業者向けホームページ

[情報の更新] 原則、年1回(毎年度10月末)

# NTT西日本における令和4年度の接続料改定における手続費の算定の誤り

- NTT西日本の令和4年度の接続料改定(令和4年1月7日申請、1月14日諮詢、3月28日答申、同日認可)において、手續費の1品目である「同一番号移転可否情報調査費」(一般番号ポータビリティにおいて、同一番号移転可否の情報を提供する手續に要する費用)について、同社における算定作業の誤り及び確認漏れにより、接続料規則の定める「適正な原価に適正な利潤を加えた額」とは異なる、誤った料額が算定・申請された。(なお接続事業者への説明会においては、正しい金額で説明がなされた。)
- 令和4年4月1日以降、誤った料額により接続事業者への請求が行われているところであり、本機能を利用する接続事業者(10者)合計で、本来NTT西日本が取得すべき額に対して、令和4年12月末までの間に約7.9百万円過小な額が請求されている。
- 当該手續費に係る収入と原価・利潤を一致させるため、令和5年度の接続料改定において、改めて令和4年度の正しい料額を算定し、接続約款(附則)に、当該料額を用いて令和4年度に生じた請求差額を精算するための規定を置く旨の申請があった。
- なお、請求差額の精算については、手續費における遡及適用(同社接続約款第75条)に係る精算及び実績に基づく精算(同第74条の2)と合わせて実施される予定。

## ■ 誤りの内容

		令和4年度適用料金	
		正しい料額	誤った料額(申請料金)
内 訳	①情報提供システムに係る料金(円／件)	0.30	0.30
	②情報提供作業に係る料金(円／件)	200	200
	③申込受付システムに係る料金(円／件)	104	0 <誤り>
①+②+③ 当該手續費(円／件)		304	200
接続事業者への請求額総額※		23.2百万円	15.3百万円(7.9百万円過小)

※NTT東日本・西日本利用部門との間で整理する振替接続料を除き、接続約款75条に基づく令和3年度の遡及適用に係る額を含む。

## ■ 誤りの原因・再発防止策等

- ・同社及びNTT東日本における料金算定に係る業務においては、表計算ソフトのリンク機能(他のファイルのセルを参照する機能)を用いて作業の効率化を図っているところ、申請資料の作成過程において「申込受付システムに係る料金」のセルのリンクが誤って解除されたが、確認漏れにより、解除されたことに気付かないまま申請が行われたことによるもの。
- ・算定・申請過程におけるファイル作成手順の見直し、説明資料及び申請資料の確実な相互確認作業の徹底等により再発防止を図る。

## 主な変更内容 (P. 5~7)

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定 (P. 5~7)
- ② 接続約款の変更(電気料の改定頻度の見直し等) (P. 9~11)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 13~19)
- ④ 自己資本利益率(P. 21・22)

## その他の変更内容(詳細)等 (P. 24~32)

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定 (P. 24~29)
- ② 接続約款の変更(IP網への移行に伴う規定整備、届出事項等) (P. 31・32)

## 参考資料 (P. 34~44)

## 1. 接続料規則第3条に基づく許可申請

#	項目	新規 / 継続	申請の概要
1	特設公衆電話に係る費用の扱い 【NTT東日本・西日本】	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
2	廃止機能に係る調整額の扱い 【NTT東日本】	継続	令和4年度の接続料の認可と合わせて廃止された機能について、第一種指定電気通信設備の維持・運営に必要となるコストの未回収を生じさせないために、令和3年度における実績費用及び調整額と実績収入との差額を後継となる機能の令和5年度の接続料の原価に加えることを求めるもの。 【廃止した機能】 光信号電気信号変換機能(最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの) 【調整額を加える機能】 光信号電気信号変換機能(1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)
3	実績需要が無かった機能の接続料の扱い 【NTT東日本】	継続	通信路設定伝送機能(高速デジタル伝送に係るもの)の6.144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和3年度の実績需要がゼロとなり、令和5年度接続料が算定できないため、令和4年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。
4	10Gbit/sインターフェースに対応する設備に係る接続料の算定方法の特例 【NTT東日本・西日本】	新規 ※1	10Gbit/sインターフェースに対応した収容ルータにおける一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの:新設)については、現時点において利用数を見通すことが困難であり、接続料の算定に用いる需要を合理的に予測できないため、従前より接続料が設定されている1Gbit/sインターフェースに対応した収容ルータにおける一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)の接続料を準用することを求めるもの。
5	利用のない接続機能の廃止等 【NTT東日本・西日本】	新規	長期間にわたって接続事業者の利用がない機能(NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。)について、接続事業者における将来的な利用意向もないことを確認した上で、当該機能に係る接続料を設定しない(又は接続料を改定しない)ことを求めるもの。 【廃止等する接続機能】 <ul style="list-style-type: none"><li>・特別帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR)) : 廃止</li><li>・折返し通信路設定機能(ISM折返し) : 廃止</li><li>・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網の収容局接続) : 接続料を改定しない</li></ul>

※1 令和2年度接続料改定において、10Gbit/sインターフェースに対応した収容ルータにおける一般収容ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの)に関して同旨の許可申請が行われ、許可された。

## 2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)附則第6項に基づく許可申請

#	項目	新規 / 継続	申請の概要
1	閑門系ルータ交換機能の一部に 係る利用中止費の扱い 【NTT東日本・西日本】	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表5の項に規定する閑門系ルータ交換機能(IPoE方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。)に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。

## ○第一種指定電気通信設備接続料規則 (平成12年郵政省令第64号)

(遵守義務)

第3条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

## ○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 (平成30年総務省令第6号)

附 則

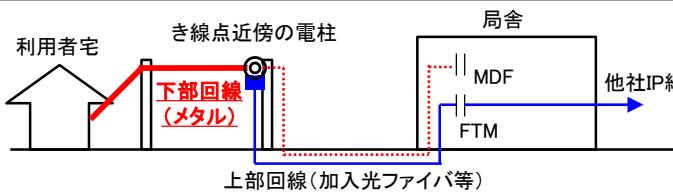
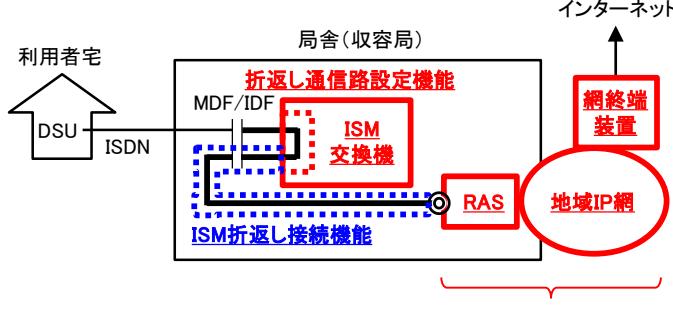
(1～5 略)

6 事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する閑門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

# 利用のない接続機能の廃止等

- 長期間にわたって接続事業者の利用がない機能(NTT東日本・西日本の利用部門のみが利用する機能を含む。)について、接続事業者において将来的な利用意向もないことを確認した(申請に先立ち、NTT東日本・西日本において全接続事業者に対し電子メール等により照会を行った。)上で、当該機能に係る接続料を設定しない(又は接続料を改定しない)ことを求める3条許可申請があつた。
- そのほか、3条許可は不要であるものの、接続事業者による利用状況を踏まえ、番号案内に係る接続機能1品目を廃止。

## ■ 廃止等する接続機能(3条許可を要するもの)

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
特別帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR)) 【廃止】	FTTR方式(局舎からき線点付近(上部区間)は光ファイバ、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)はメタル回線を用いる方式)によるインターネットサービスの提供のため、 <u>下部回線に用いるメタル回線のみ</u> を利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成22年1月8日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者による利用は平成23年度末まで。</li> <li>利用部門の利用なし。</li> </ul>
折返し通信路設定機能(ISM折返し) 【廃止】	ISDNを用いたインターネットサービスの提供のため、局舎に設置された <u>ISM交換機</u> において、データ通信に用いる回線(折返し接続回線)を識別して通信路を設定する接続機能 ※接続料規則制定(平成12年11月16日)によりアンバンドル		<ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者による利用は平成26年9月まで。</li> <li>利用部門の利用あり。</li> </ul>
特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(地域IP網の収容局接続) 【改定しない】	NTT東日本・西日本のフレッツADSL・ISDNの提供に用いられる <u>地域IP網</u> について、収容局の接続用装置(RAS)経由で利用する接続機能 ※接続料規則改正(平成13年4月6日)によりアンバンドル ※地域IP網の中継局接続機能については、平成25年5月接続料改定によりアンバンドル機能から削除。		<ul style="list-style-type: none"> <li>アンバンドル以降現在まで、接続事業者による利用はなし。</li> <li>利用部門の利用あり。</li> </ul>

## ■ 廃止する接続機能(3条許可が不要なもの)

名称	機能の概要	利用イメージ	利用状況
番号案内機能のうち、「番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)」	番号案内サービスにおいて、 <u>固定電話</u> を利用する接続事業者のオペレータが、PSTN網を経由して番号案内設備を利用するルートを用いる接続機能(ひかり電話を利用するものについては令和4年度接続料改定において廃止済)		<ul style="list-style-type: none"> <li>唯一利用していた接続事業者が令和3年9月に利用を終了。</li> <li>利用部門の利用なし。</li> </ul>

# ゲートウェイルータ(IPoE接続)の利用中止費の扱い

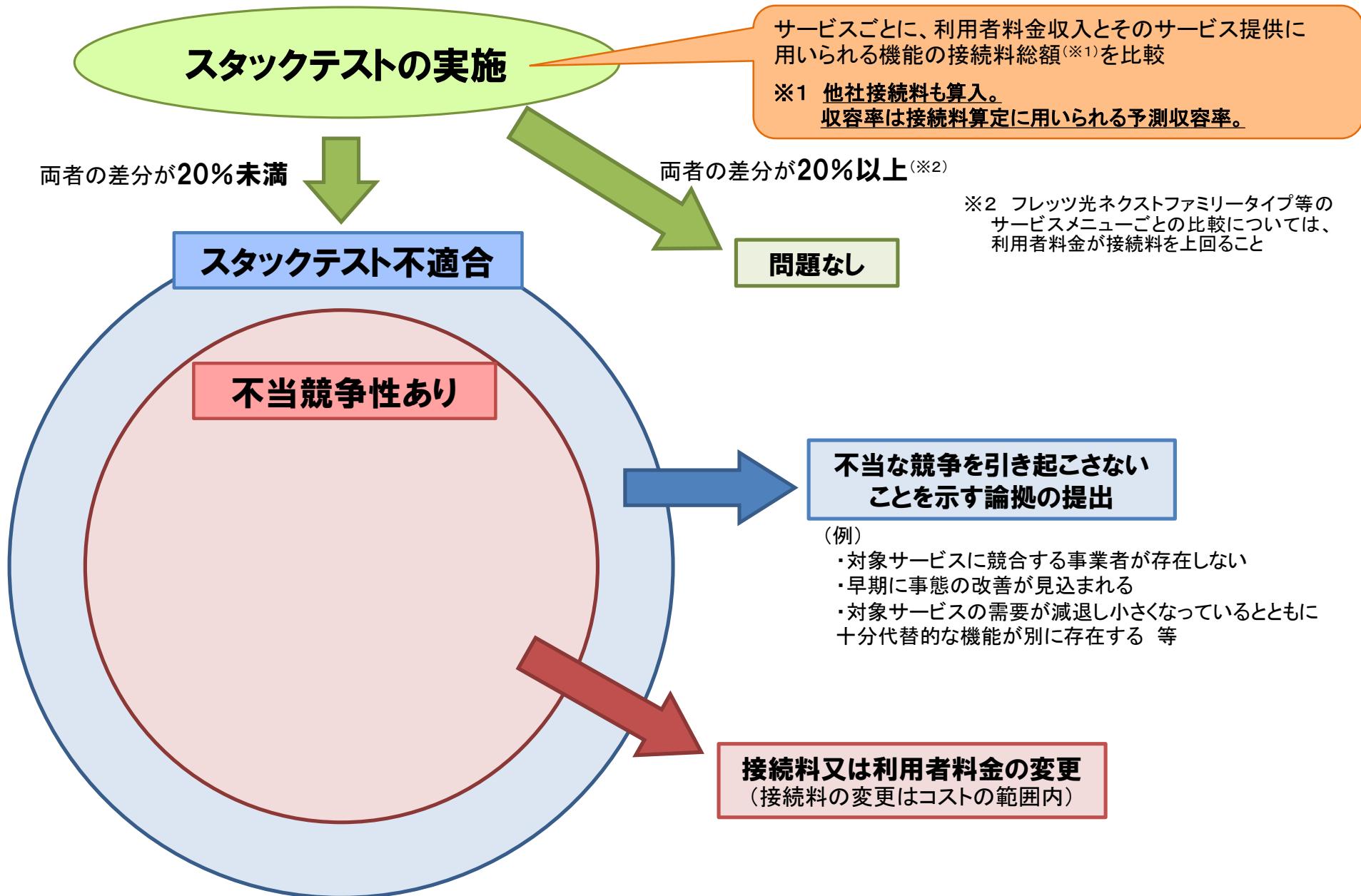
- 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)により、網使用料として接続料を設定する機能とされたところ、それ以前は網改造料として設定されていたことを踏まえ、経過的な特例措置として、当該省令の附則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された(これを踏まえ、平成30年度接続料改定以降毎年度、NTT東日本・西日本から当該許可申請が行われており、本申請で6度目。)。
- 「接続料の算定等に関する研究会」において、経過的な特例措置の扱い等について関係事業者へのヒアリング等を行った結果、同研究会第6次報告書(令和4年9月9日公表)において、次のとおりとりまとめられた。
  - ・ NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴い、VNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。
  - ・ これらの状況は、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される2025年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当。
  - ・ NTT東日本・西日本及びVNE事業者においては、将来的に利用中止費の扱いが原則に戻ることを念頭に置き、必要な対応を検討していくことが求められる。

## ■ IPoE方式に係るPOIの増設状況

	集約POI・ブロックPOI等	単県POI	単県POI未設置の県
NTT 東日本	東日本集約(東京)、東北ブロック、北関東ブロック、北関東・甲信越ブロック	千葉、埼玉、神奈川、北海道 令和4年度中に2県(茨城、栃木)のPOIを開設 (開設予定のものを含む。)	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、新潟、群馬、長野、山梨 ※うち、4県については令和7年4月以降に開設予定あり。
NTT 西日本	西日本集約(関西1・大阪)、 関西2(兵庫)、東海(愛知)、 中四国(広島)、九州(福岡)	京都、静岡、岐阜、三重 令和4年度中に13県(熊本、鹿児島、岡山、長崎、山口、滋賀、石川、富山、奈良、愛媛、香川、佐賀、沖縄)のPOIを開設。(開設予定のものを含む。)	大分、和歌山、宮崎、福井、徳島、島根、鳥取、高知 ※令和5年度中に以上全県にPOIを開設予定であり、これにより、 全府県に単県POIが設置されることとなる。

# 接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月26日策定、令和4年11月28日最終改定)



# スタックテストの結果①(サービスごとの検証)

- 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和3年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。
- なお、フレッツADSLについては、令和4年11月の指針改定により検証対象から外れたほか、「ビジネスイーサワイド」については、用いる接続機能が全て将来原価方式による算定を行うものであり、今回接続料が改定されないため、スタックテストを行っていない。

NTT東日本

サービス		①利用者 料金収入	②接続料 総額相当	③差分 $((\text{①}-\text{②})/\text{①})$	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料		1,804億円	1,388億円	416億円 (23.1%)	○
フレッツ光ネクスト		4,958億円	1,953億円	3,005億円 (60.6%)	○
フレッツ光ライト		183億円	79億円	104億円 (56.8%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,159億円	198億円	961億円 (82.9%)	○
	移動体着除く	891億円	101億円	790億円 (88.7%)	○
ビジネスイーサワイド					

NTT西日本

サービス		①利用者 料金収入	②接続料 総額相当	③差分 $((\text{①}-\text{②})/\text{①})$	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料		1,785億円	1,384億円	401億円 (22.5%)	○
フレッツ光ネクスト		3,719億円	1,770億円	1,949億円 (52.4%)	○
フレッツ光ライト		109億円	61億円	48億円 (44.0%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,070億円	178億円	892億円 (83.4%)	○
	移動体着除く	810億円	93億円	717億円 (88.5%)	○
ビジネスイーサワイド					

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

## スタックテストの結果②(サービスメニューごとの検証)

- 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧縮による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

赤枠内は委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ 10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
					○
	上記以外				○
	ビジネスタイプ				○
	マンションタイプ (VDSL方式/LAN配線方式) ミニ				○
					○
					○
					○
					○
					○
	マンションタイプ (光配線方式) ミニ				○
					○
					○
	プライオ				○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
	マンションタイプ				○
	フレッツ光ライトプラス				○
ひかり電話(閑門系ルータ交換機能を用いる場合)					

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド

サービスメニュー

①利用者料金※

②接続料相当額

③差分(①-②)

利用者料金との比較

ビジネスイーサワード	MA設備まで利用する場合				
	県内設備まで利用する場合				

※1 利用者料金は令和4年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

※2 フレッツ光ネクストファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度～令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

NTT西日本

赤枠内は委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ 10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
					○
	上記以外				○
	ビジネスタイプ				○
	マンションタイプ (VDSL方式/LAN配線方式) ミニ				○
					○
					○
					○
					○
					○
	マンションタイプ (光配線方式) ミニ				○
					○
					○
	マンションタイプ (光配線方式) プラン1				○
					○
					○
	マンションタイプ (光配線方式) プラン2				○
					○
					○
	プライオ				○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
	マンションタイプ				○
	ひかり電話(閑門系ルータ交換機能を用いる場合)				○

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワード	MA設備まで利用する場合				
	県内設備まで利用する場合				

## 主な変更内容 (P. 5~7)

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定 (P. 5~7)
- ② 接続約款の変更(電気料の改定頻度の見直し等) (P. 9~11)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 13~19)
- ④ 自己資本利益率(P. 21・22)

## その他の変更内容(詳細)等 (P. 24~32)

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定 (P. 24~29)
- ② 接続約款の変更(IP網への移行に伴う規定整備、届出事項等) (P. 31・32)

## 参考資料 (P. 34~44)

# 自己資本利益率(令和5年度適用値)

- 自己資本利益率は、令和3年度に主要企業の自己資本利益率が大幅に改善したこと等の影響により、**令和4年度適用値と比較して上昇**(4.31% → 4.40%)

## ■ 自己資本利益率の算出方法※1

The diagram illustrates the calculation of the Capital-to-Equity Ratio (CER) for the fiscal year 2025. It starts with a 5-year average of 8.15% and a 3-year average of 4.40%. The lower value is adopted.

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
主要企業の自己資本利益率(i)	9.56	9.29	7.15	<b>5.04<sup>※2</sup></b>	<b>9.71</b>
リスクフリーレート(ii) (10年もの国債利回り)	0.06	0.06	0.00 <sup>※3</sup>	<b>0.04</b>	<b>0.09</b>
i - ii	9.50	9.23	7.15	<b>5.00</b>	<b>9.62</b>
自己資本利益率 (i - ii) × β 値(0.6) + ii	5.76	5.60	4.29	3.04	5.86
	5.76	5.60	4.29	3.04	5.86
	5.76	5.60	<b>4.29</b>	<b>3.04</b>	<b>5.86</b>

↓ 3年間の平均値      ↓ 3年間の平均値  
**令和3年度適用値      令和4年度適用値**  
**5.21%**      **4.31%**

5年間の平均値  
 → **8.15%**  
 ↓  
 いずれか  
低い方を採用  
**令和5年度適用値**  
**4.40%**  
 3年間の平均値  
 → **4.40%**

※1 接続料算定に用いる自己資本利益率は、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」又は「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を採用することとしている(第一種指定電気通信設備接続料規則第12条)。令和5年度の接続料の算定では、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」が採用されている。なお、主要企業の自己資本利益率についてはNEEDS(日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク)の財務データとともに、2,347社のデータを抽出。

※2 昨年度の申請時は「5.03」であったが、昨年度の申請時は速報値であったため修正があったもの。「令和4年度適用値」については、申請時の「5.03」で算出されたもの。

※3 日銀の金融政策の影響により、令和元年度4月期～3月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、昨年度申請では「0.00%」とされている。

これに関連して、情報通信行政・郵政行政審議会諮問第3100号に係る接続委員会報告書(平成30年3月16日)別添(考え方1)において、「このリスクフリーレートがマイナスである場合、①指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものと考える。」とされている。

- 接続料算定に用いる「主要企業の自己資本利益率」については、これまで、国内4証券取引所(札幌、東京、名古屋、福岡)の上場企業を「主要企業」として算定していたところ、令和4年4月の東京証券取引所(東証)及び名古屋証券取引所(名証)における市場区分見直しに伴い、令和5年度の接続料改定においては、東証についてはプライム市場及びスタンダード市場、名証についてはプレミア市場及びメイン市場に上場する企業を「主要企業」として算定。
- また、市場再編に係る見直しを機に、現在では、IFRS(国際財務報告基準)の導入の広がり等の影響により主要企業において連結決算の開示が主流となっていることを踏まえて、従来は単体決算における自己資本利益率を基に算定していたところ、連結決算における自己資本利益率を基に算定。

## ■ 算定条件の変更

	見直し前	見直し後
集計対象企業	・札幌証券取引所 ・東証 <u>市場第一部及び第二部</u> ・名証 <u>市場第一部及び第二部</u> ・福岡証券取引所 に上場している企業のうち、直近7期の <u>単独</u> 決算データが取得可能な企業	・札幌証券取引所 ・東証 <u>プライム市場及びスタンダード市場</u> ・名証 <u>プレミア市場及びメイン市場</u> ・福岡証券取引所 に上場している企業のうち、直近7期の <u>連結</u> 決算データが取得可能な企業
集計対象企業数	<u>2306</u> 社	<u>2347</u> 社 (市場区分のみ見直した場合: <u>2811</u> 社)
集計対象データ	NEEDS(日本経済新聞社デジタル事業情報サービスユニットの総合経済データバンク)で参照できる集計対象企業の <u>単独</u> 決算に基づく自己資本利益率	NEEDS(日本経済新聞社デジタル事業情報サービスユニットの総合経済データバンク)で参照できる集計対象企業の <u>連結</u> 決算に基づく自己資本利益率
主要企業の平均自己資本利益率(令和3年度)	<u>9.74%</u> <接続料算定に用いる自己資本利益率: <u>4.40%</u> >	<u>9.71%</u> (市場区分のみ見直した場合: <u>9.69%</u> ) <接続料算定に用いる自己資本利益率: <u>4.40%</u> (市場区分のみ見直した場合: <u>4.39%</u> )>

## ■ (参考)東証における市場区分の見直し ※日本取引所グループウェブサイトを参照。

	コンセプト	上場会社数(令和4年4月4日時点)
プライム市場	多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額(流動性)を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場	1839社 (全社が市場第一部より)
スタンダード市場	公開された市場における投資対象として一定の時価総額(流動性)を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場	1466社 (338社が市場第一部より、1127社がマザーズ市場より)
グロース市場	高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場	466社 (新規上場1社を除き、マザーズ市場より)

## 主な変更内容（P. 5～7）

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（P. 5～7）
- ② 接続約款の変更（電気料の改定頻度の見直し等）（P. 9～11）
- ③ その他の事項（接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタッフテスト）（P. 13～19）
- ④ 自己資本利益率（P. 21・22）

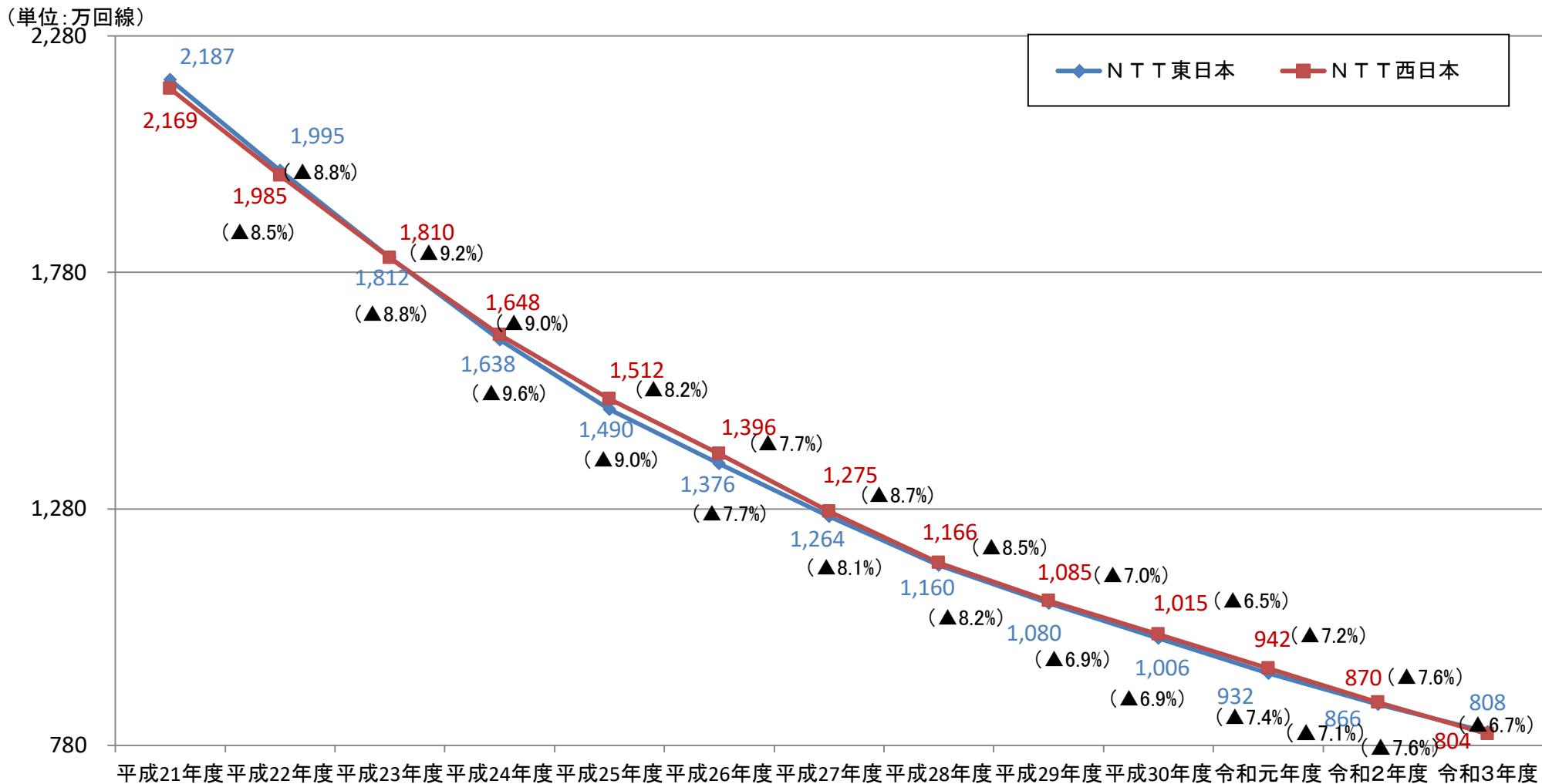
## その他の変更内容（詳細）等（P. 24～32）

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定（P. 24～29）
- ② 接続約款の変更（IP網への移行に伴う規定整備、届出事項等）（P. 31・32）

## 参考資料（P. 34～44）

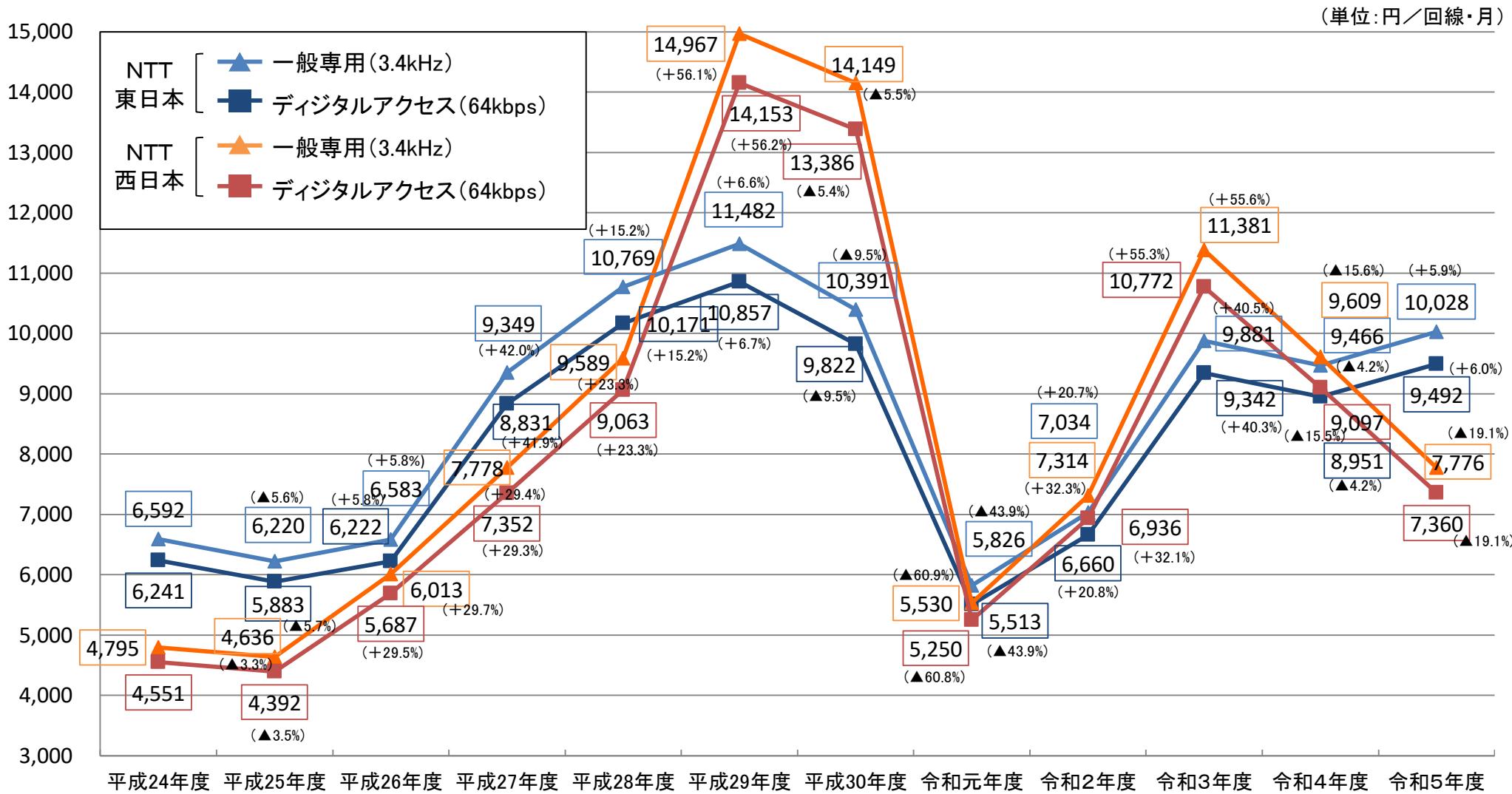
# ドライカッパの回線数の推移

- ドライカッパの回線数は減少傾向となっており、令和3年度は、
  - ・ 前年度と比較して、NTT東日本では▲6.7%、NTT西日本では▲7.6%、
  - ・ 平成21年度と比較して、NTT東日本では▲63.1%、NTT西日本では▲62.9%と、大きく減少。



# 専用線接続料の推移

- 令和5年度接続料の一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)は、需要が減少傾向にある中で、
  - NTT東日本では、設備の効率化等の取組が一巡したこと等により需要の減少に対して原価の減少が小さく、それぞれ+5.9%、+6.0%接続料金額が上昇。**
  - NTT西日本では、設備の効率化等により、需要の減少より原価の減少の効果が大きく、ともに▲19.1%接続料金額が低下。**

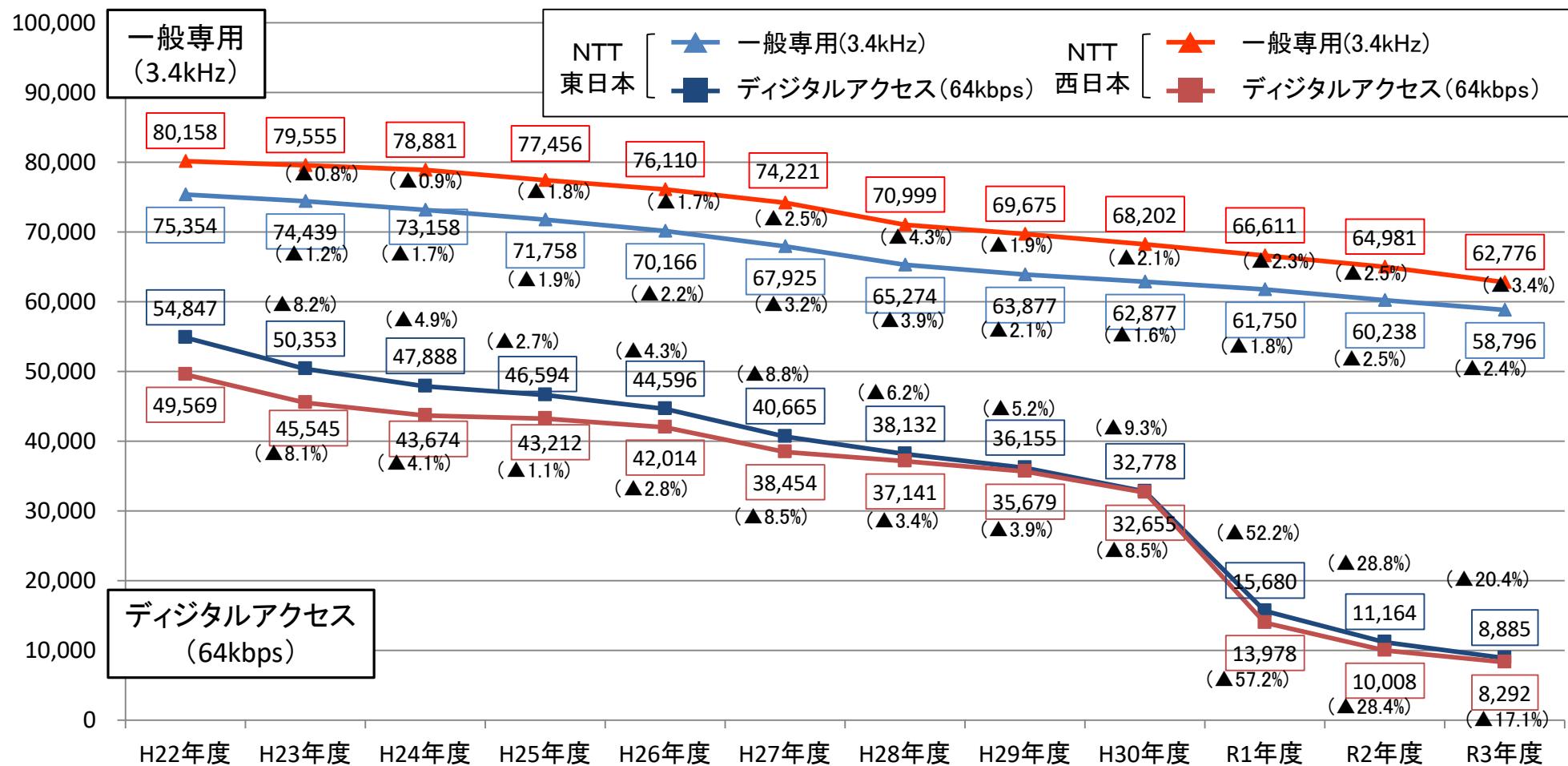


# 専用線の回線数の推移(一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps))

- 一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)の回線数は減少傾向にあり、令和3年度は、
- 前年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲2.4%、▲20.4%、NTT西日本ではそれぞれ▲3.4%、▲17.1%、
- 平成22年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲22.0%、▲83.8%、NTT西日本ではそれぞれ▲21.7%、▲83.3%と減少した。

(単位:回線)

※ 各年度の数字は9月末のもの。



# 実績原価方式に基づく主な接続料 料金表①

## ①端末回線伝送機能

区分	単位 (月額)	令和5年度 (カッコ内は調整前)		令和4年度 (カッコ内は調整前)		
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
一般帯域透過端末 伝送機能 [ドライカッパ]※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	32円 (33円)	48円 (42円)	30円 (33円)	45円 (43円)
	回線 部分	1回線 ごと	1,525円 (1,491円)	1,526円 (1,480円)	1,513円 (1,457円)	1,494円 (1,450円)
帯域分割端末 伝送機能 [ラインシェアリング] ※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	85円 (87円)	123円 (118円)	54円 (58円)	52円 (53円)
	MDF 部分	1回線 ごと	60円 (55円)	57円 (51円)	53円 (52円)	50円 (49円)
光信号伝送装置 [GE-PON]※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,341円 (1,403円)	1,176円 (1,310円)	1,271円 (1,428円)	1,291円 (1,352円)
通信路設定伝送機能を組 み合わされるもの※1	2線式 の もの	1回線 ごと	1,483円 (1,449円)	1,484円 (1,442円)	1,471円 (1,416円)	1,457円 (1,414円)
光屋内配線を利用する 場合の加算額※2		1回線 ごと	189円 (187円)	179円 (179円)	182円 (184円)	175円 (177円)

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

## ②端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	令和5年度 (カッコ内は調整前)	令和4年度 (カッコ内は調整前)
優先接続機能	1通信 ごと	0.1476円 (0.1112円)	0.1377円 (0.1011円)
一般番号ポータビリティ 実現機能	月額	9,333,333円 (9,750,000円)	9,416,667円 (9,916,667円)

## ③光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分	単位 (月額)	令和5年度 (カッコ内は調整前)		令和4年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
光信号電気信号 変換機能 [メディアコンバ ータ]※3	100Mb /s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	579円 (493円)	—
	1Gb/s		1回線 ごと	1,561円 (1,298円)	628円 (699円)
光信号分離機能 [局内スプリッタ] ※3	局内4分岐のもの		1回線 ごと	144円 (174円)	186円 (224円)

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

## ④中継伝送機能

区分	単位 (月額)	令和5年度 (カッコ内は調整前)		令和4年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
光信号中継伝送機能 [中継ダークファイバ]	1回線・ 1メートルごと	0.956円 (1.051円)	1.330円 (1.303円)	1,078円 (1.106円)	1,402円 (1.311円)

# 実績原価方式に基づく主な接続料 料金表②

## ⑥通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分			単位 (月額)	令和5年度 (カッコ内は調整前)		令和4年度 (カッコ内は調整前)		
				NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
通信路設定伝送機能	一般専用に 係るもの [一般専用 サービス]	3.4 kHz	同一 MA 内 の 場合	1回線 ごと	10,028円 (9,340円)	7,776円 (8,706円)	9,466円 (8,879円)	9,609円 (9,313円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	12,252円 (10,945円)	10,173円 (10,491円)	11,086円 (10,091円)	12,038円 (10,957円)
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	2,090円 (1,420円)	1,040円 (680円)	1,770円 (1,140円)	1,280円 (670円)
	高速デジ タル伝送に 係るもの [デジタル アクセス] <エコノミー クラス>※	64 kb/s	同一 MA 内 の 場合	1回線 ごと	9,492円 (8,836円)	7,360円 (8,240円)	8,951円 (8,396円)	9,097円 (8,817円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	11,589円 (10,350円)	9,621円 (9,923円)	10,479円 (9,542円)	11,390円 (10,367円)
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	1,970円 (1,340円)	980円 (640円)	1,670円 (1,080円)	1,210円 (630円)
	1.536 Mb/s		同一 MA 内 の 場合	1回線 ごと	124,885円 (107,363 円)	150,627円 (109,991円)	117,706円 (96,122円)	172,302円 (112,807円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	175,213円 (143,699円)	204,891円 (150,383円)	154,378円 (123,626円)	227,334円 (150,007円)
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	47,280円 (32,160円)	23,520円 (15,360円)	40,080円 (25,920円)	29,040円 (15,120円)

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

## ⑦番号案内機能等

区分		単位	令和5年度 (カッコ内は調整前)		令和4年度 (カッコ内は調整前)	
			NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
番号案内 サービス 接続機能	中継交換機等接続 機能	1案内 ごと	360円 (260円)	426円 (277円)	256円 (198円)	236円 (177円)
番号情報データベース登録機能		1番号 ごと	—	11.31円 (9.34円)	—	12.23円 (9.61円)
番号情報 データ ベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号 ごと	—	7.29円 (5.92円)	—	8.42円 (6.21円)
	異動データのみを データ抽出	1番号 ごと	—	10.67円 (9.33円)	—	13.07円 (9.97円)

## ⑧公衆電話機能

区分		単位	令和5年度 (カッコ内は調整前)		令和4年度 (カッコ内は調整前)	
			NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと		3.0723円 (2.6674円)	2.7360円 (2.3273円)	2.8458円 (2.7012円)	2.2722円 (2.0324円)
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごと		—	—	2.8424円 (2.0299円)	2.5744円 (2.0618円)

# 主な工事費・手続費・コロケーション料金等 料金表

## ①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和5年度単金		令和4年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,369円	6,073円	6,261円	6,041円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,305円	7,018円	7,194円	6,982円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,375円	8,098円	8,262円	8,059円
土日祝日昼夜間・一人当たり ・1時間ごと	7,573円	7,287円	7,462円	7,251円
土日祝日深夜・一人当たり ・1時間ごと	8,643円	8,368円	8,529円	8,327円

## ②管路・とう道等の料金の改定

### ( i )管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	令和5年度平均料金 (カッコ内は調整前)		令和4年度平均料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
管路	1条当たり 1メートルごと	285円 (259円)	215円 (193円)	276円 (258円)	224円 (196円)
とう道	1メートルごと	53,875円 (50,727円)	45,412円 (40,903円)	52,636円 (50,139円)	47,547円 (41,638円)
土地	1平方メートル ごと	1,112円 (1,123円)	628円 (622円)	1,155円 (1,130円)	619円 (621円)
建物	1平方メートル ごと	29,068円 (30,932円)	23,110円 (22,991円)	31,282円 (31,899円)	24,519円 (23,424円)

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

### ( ii )電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	令和5年度料金 (カッコ内は調整前)		令和4年度料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	905円 (830円)	775円 (745円)	846円 (789円)	737円 (715円)

## ③個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※2)した上で、設備管理運営費を算出(※3)している。

※2 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)+共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※3 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

### ( i )取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分	令和5年度数値		令和4年度数値	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.266	0.323	0.263
	電力設備	0.919	0.781	0.988
	伝送機械設備	0.159	0.241	0.157
	無線機械設備	0.703	0.265	0.633
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.066	0.099	0.080
	土地及び通信用建物以外	0.004	0.004	0.007
共通割掛費比率	0.034	0.088	0.034	0.087

### ( ii )年額料金の算定に係る比率

区分	令和5年度数値		令和4年度数値	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率※4	端末回線伝送機能	0.027	0.025	0.028
	端末系交換機能	0.048	0.046	0.052
	中継系交換機能	0.041	0.040	0.046
	中継伝送機能	0.042	0.041	0.039
	通信料対応設備合計	0.047	0.045	0.050
	データ系設備合計	0.110	0.094	0.108

※4 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

### ( iii )電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分	令和5年度数値		令和4年度数値	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.312	1.051	1.315
	発電設備	0.352	0.742	0.536
	電源設備及び 蓄電池設備	0.909	0.769	0.906
	空気調整設備	1.507	2.113	1.502
設備管理 運営費比率	電力設備及び 空気調整設備	0.013	0.018	0.015
				0.026

## 主な変更内容 (P. 5~7)

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定 (P. 5~7)
- ② 接続約款の変更(電気料の改定頻度の見直し等) (P. 9~11)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタッフテスト) (P. 13~19)
- ④ 自己資本利益率(P. 21・22)

## その他の変更内容(詳細)等 (P. 24~32)

- ① 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定 (P. 24~29)
- ② 接続約款の変更(IP網への移行に伴う規定整備、届出事項等) (P. 31・32)

## 参考資料 (P. 34~44)

# IP網移行に伴う規定整備(網改造機能の追加、接続形態の追加)

- 電話網のIP網への移行等に伴い、接続事業者との協議の結果等を踏まえ、次のとおり網改造機能及び接続形態を追加。

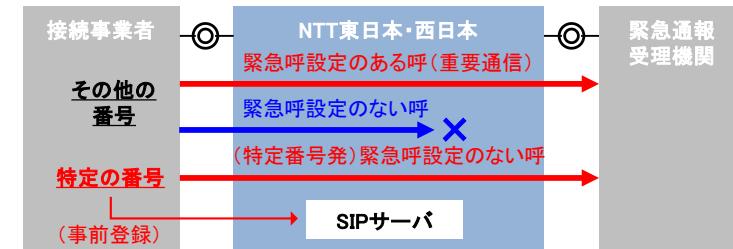
## ■ 緊急通報に係る網改造機能の追加

- ・緊急通報受理機関(警察、海上保安庁、消防)への接続については、「緊急フラグ」が付された呼のみを接続可能とするよう制御されている(直接ダイヤル規制)ところ、IP網においては、電気通信事業法に規定する「重要通信」であることを示す「優先フラグ」と、緊急フラグを同一の信号条件(緊急呼設定)で表示するため、従前のIP網の機能においては、重要通信でない呼を緊急通報受理機関に接続させることができない。
- ・今般、重要通信でないものの、緊急通報にあたる呼を緊急通報受理機関に接続させたいという接続事業者からの要望を踏まえて、SIPサーバにおいて、「特定の番号からの呼を識別し、緊急呼設定がなくても、当該番号からの呼を緊急通報受理機関に接続できる機能」を開発したため、当該機能を接続約款に規定する。
- ・なお、本件網改造に関して、平成31年3月29日に網機能提供計画の届出があったところ、当該計画に関して、接続事業者からの意見はなかった。また、現時点において、要望事業者以外に当該機能の利用を希望する事業者は存在しない。

### <従来のIP網の機能>



### <網改造機能>



※当該機能の利用には所要の網改造料の支払いが必要

## (参考: 質問対象外) 接続形態の追加(届出)

※電気通信事業法第33条第3項及び電気通信事業法施行規則第23条の6に基づく届出事項

- 接続事業者との協議の結果を踏まえ、IP網移行後の接続形態を追加。

### <追加する接続形態(項番5及び6)>

発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	概要
接続事業者	NTT東日本・西日本	NTT東日本・西日本	協定事業者	-	接続事業者発の通話を、NTT東日本・西日本の電報サービス(115)に接続する場合の接続形態
NTT東日本・西日本	協定事業者	協定事業者	NTT東日本・西日本	協定事業者	NTT東日本・西日本発の通話において、協定事業者の着信課金サービスを利用する場合等の接続形態

※IP網移行後の接続形態においては、中継事業者等が存する場合でも、NTT東日本・西日本と直接接続のある2者間の接続形態のみを記載。)

# その他の規定整備

## (1) 高速広帯域アクセスサービスにおける新たなインターフェースの提供

- **高速広帯域アクセスサービス**（光回線設備を用いて拠点間の広帯域通信を実現する機能）において、従前はイーサネットのインターフェースのみが提供されていたが、NTT東日本・西日本のサービス提供のため、**光トランスポートネットワーク(OTN)のインターフェース**（OTU4）を新たに追加する予定（令和5年3月予定）。
- 本件網改造に関して、令和4年9月7日に網機能提供計画の届出があったところ、接続事業者からの意見はなかった。



## (2) 50音別電話帳(ハローページ)の発行終了

- **50音別電話帳(ハローページ)**については、令和3年6月から一部エリアで発行を終了しており、**令和5年2月頃には全エリアで発行が終了**する予定。
- 接続約款においては、接続事業者が自らの契約者の情報をハローページに掲載したい際の手続及び当該手続に要する費用が規定されていたところ、当該規定を削除。

## (3) 特定光信号端末回線伝送機能の受付等に係るシステム整備

- **特定光信号端末回線伝送機能**（従前は「フレキシブルファイバ」という名称の卸電気通信役務として提供されていたものを令和3年度に接続メニュー化したもの）について、速やかな接続メニュー化を図る観点から、**接続専用線の管理等を行うシステムを暫定的に利用して接続の請求の受付等を行っていたが、今般、正式な受付等に係るシステムが整備されたこと**から、当該システムに対応した請求様式等を接続約款に整備するもの。
- 特定光信号端末回線に係る回線管理運営費については、現在、接続専用線の回線管理運営費を準用して設定されているが、今次改定で実績料金を設定・精算した上、今後、正式な受付等に係るシステムの利用実績が把握でき次第、再度料金を改定予定。

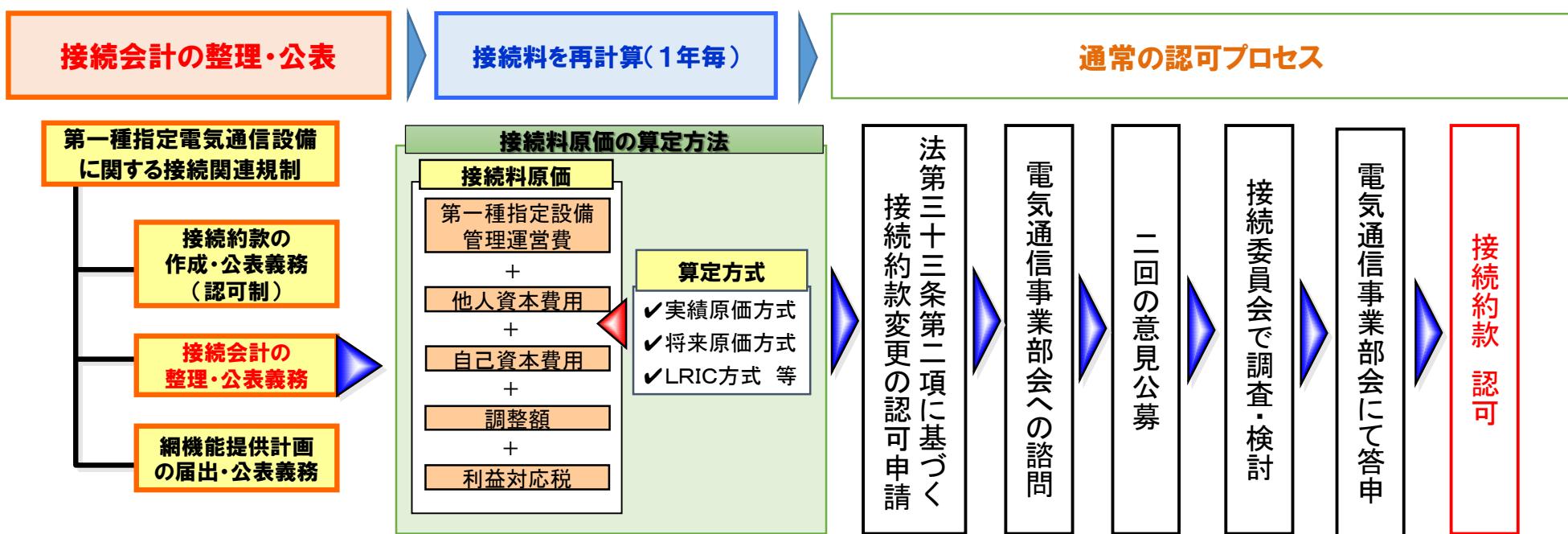
(参考資料)

# 接続約款変更の認可に至る流れ

- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法(以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき接続約款(認可を受けるべき接続料・接続条件を定める約款)の変更の認可申請があったときは、審議会への諮問が義務付けられている(法第169条)。
- 審議会※1においては、原価算定根拠を含む申請内容を公表して意見募集を2回実施※2(2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集)。2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
 

※1:電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。

※2:接続に関する議事手続規則(平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号)による。
- 意見募集及び審議の結果(答申)を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

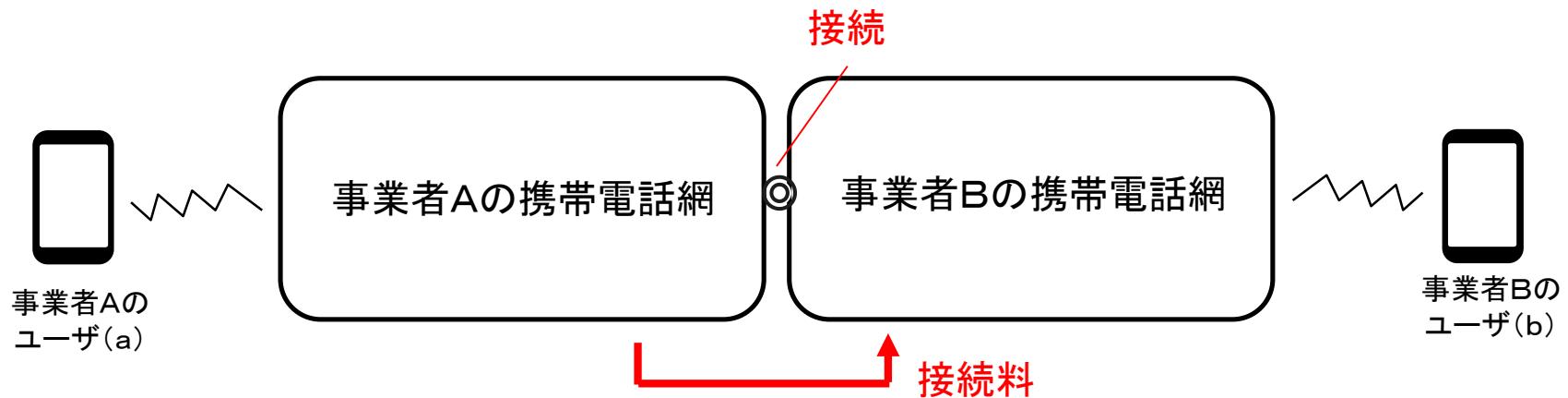


# 電気通信事業分野における接続

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)。

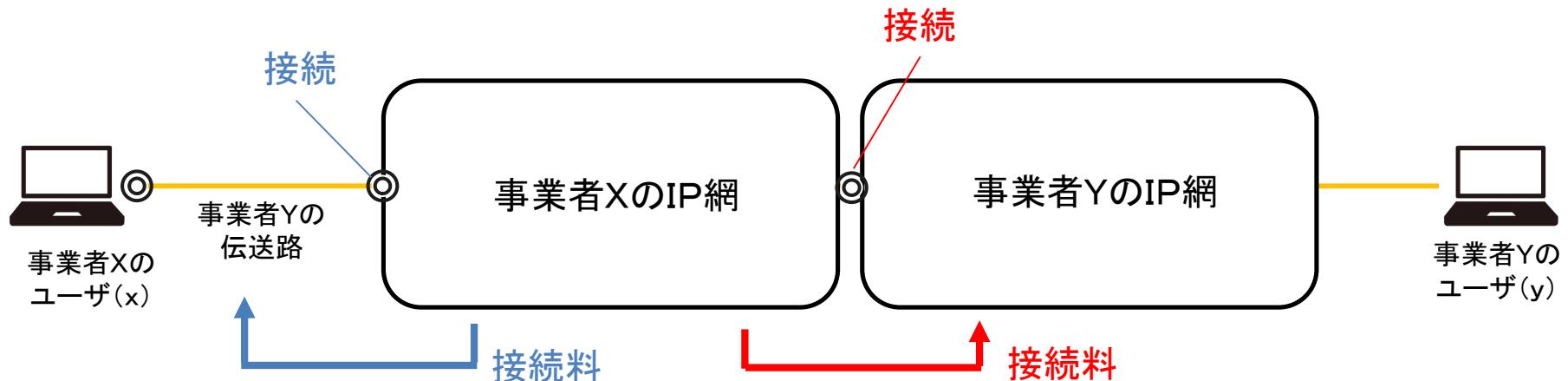
## ■ 携帯電話の例

下図(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う



## ■ 固定ブロードバンドの例

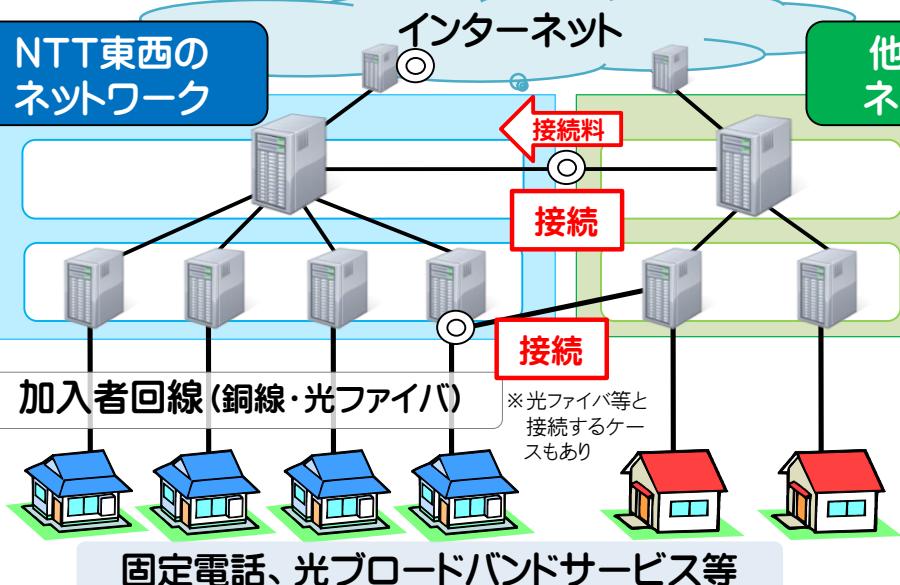
下図(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者YのIP網の接続料を支払うことがある(赤字部分)  
さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線の接続料を支払うケースもある(青字部分)



# 指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、**加入者回線系の設備**(光ファイバ等)を経由して通信することが**不可欠**。
- 移動通信では、**高いシェア**を占める事業者が、他の事業者に対し**強い交渉力**を保持。
- このため、電気通信事業法では、**主要なネットワークを保有する特定の事業者**に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(**指定電気通信設備制度**)等を課している。

**固定系**(第一種指定電気通信設備制度)

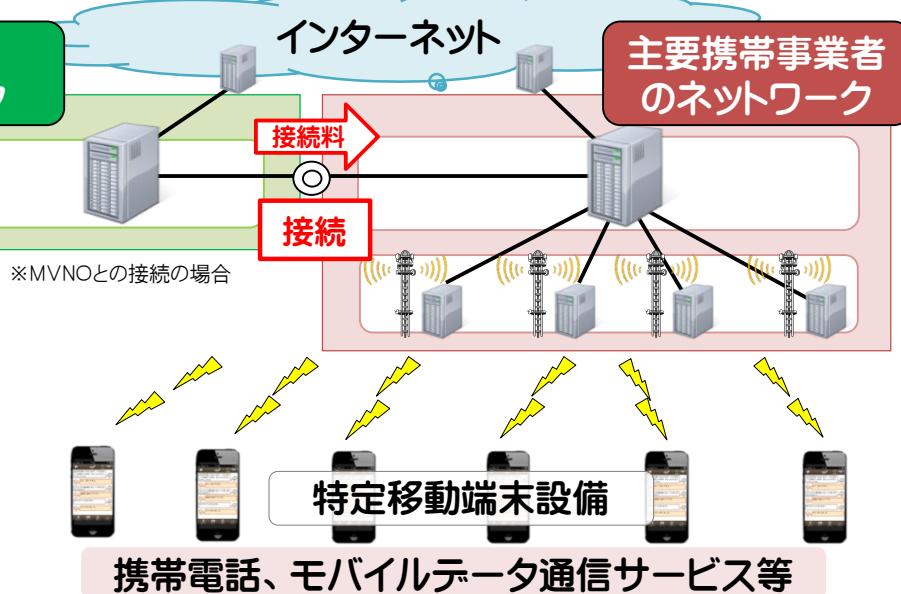


**指定要件**

業務区域ごとの**50%超**の加入者回線シェア  
⇒ NTT東日本、NTT西日本

**接続関連規制**  
接続約款(接続料・接続条件)の**認可制**  
接続会計の整理義務  
網機能提供計画の届出・公表義務

**移動系**(第二種指定電気通信設備制度)



**指定要件**

業務区域ごとの**10%超**の端末シェア  
⇒ NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ

**接続関連規制**

**接続約款(接続料・接続条件)※の届出制**  
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

# 第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
- 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

## 指定

**指定要件:** 業務区域において**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [第33条第1項]

**対象設備:** 加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定(平成9年・13年)

## 第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

### ①接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

### ②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

### ③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

### 【接続約款の認可の要件】 [第33条第4項]

- 機能ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること。
- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令(第一種指定電気通信設備接続料規則)で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。(総括原価方式による算定)

「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る収入(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。

[第一種指定電気通信設備接続料規則第14条]

- 接続条件が、第一種指定設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。
- 特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

# 第一種指定電気通信設備制度の見直し

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年6月17日）

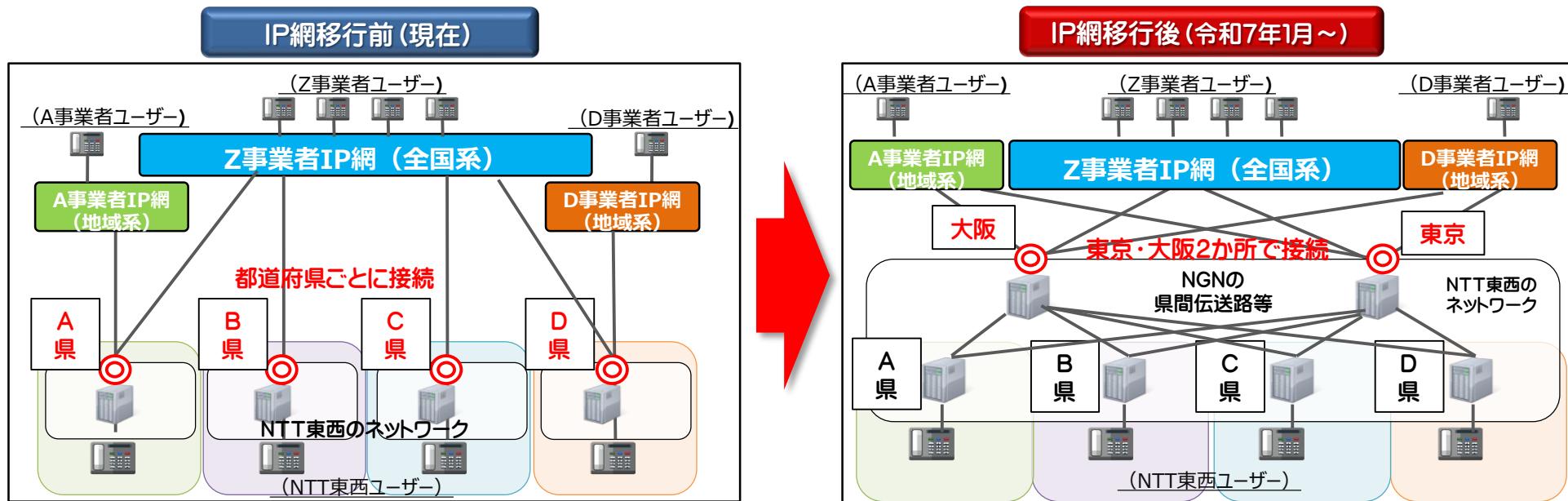
（第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲）

- 第一種指定電気通信設備制度（加入者回線を相当な規模で設置する電気通信事業者に接続約款の作成・認可・公表等を義務づける規律）について、固定電話網のIP網移行等を踏まえ、加入者回線の占有率を算定する範囲を見直す。

（改正前）都道府県 → （改正後）各事業者が加入者回線を設置する区域（例えばNTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本）

※ このほか、NTT東日本が大阪に、NTT西日本が東京に新たに設置する設備についても、他の電気通信事業者が不可避的に利用することを踏まえ、指定可能とする。

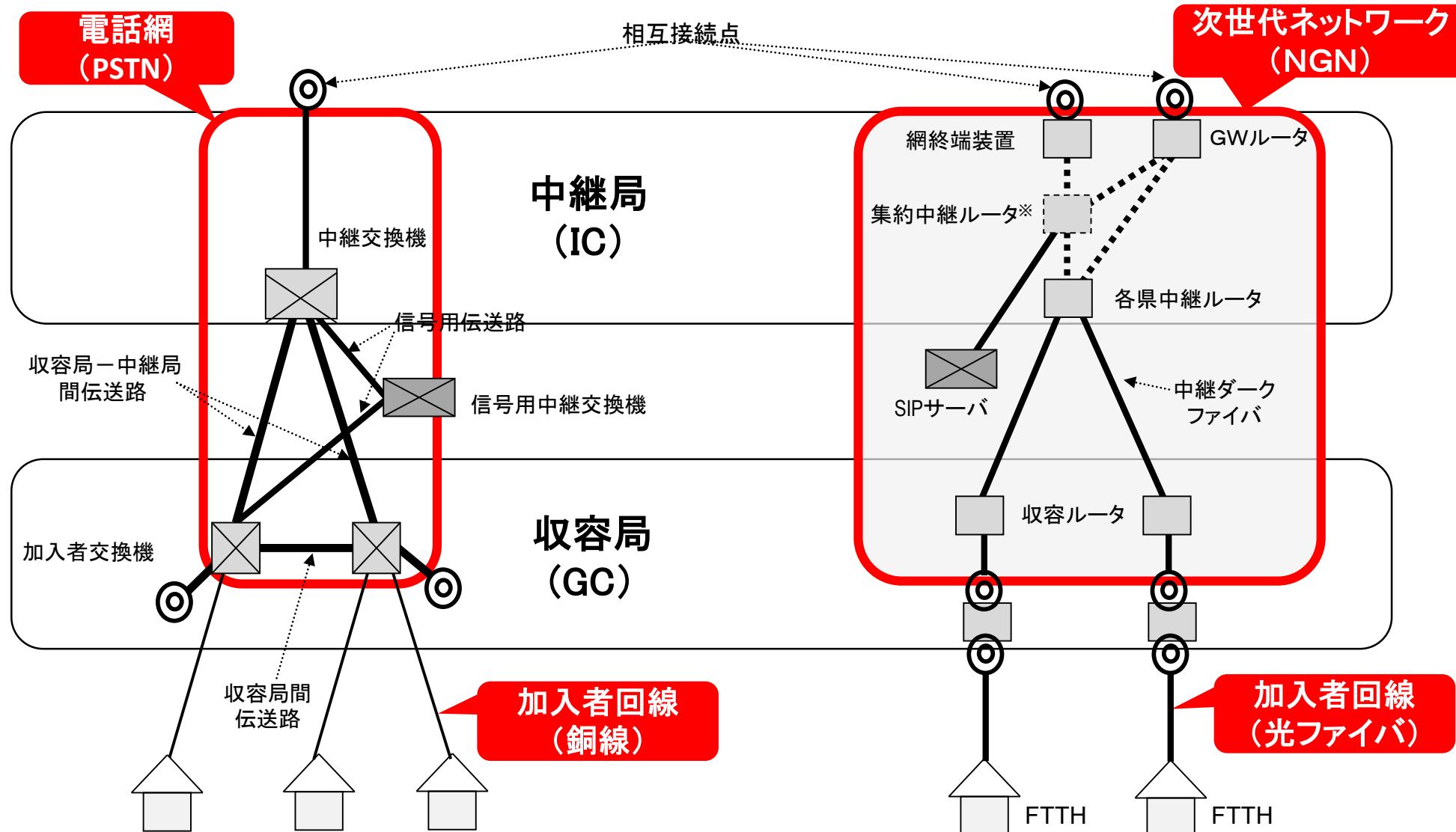
ネットワーク構成の変化  
(音声接続)



# 第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

- 加入者回線(光ファイバ)、加入者回線(銅線)、次世代ネットワーク(NGN)、電話網(PSTN)等について、総務省令で定める機能(法定機能※)の単位で接続料が設定されている。

※ 第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能。アンバンドル機能とも呼称。



# 接続料算定の原則と対象機能

**接続料の認可基準**  
(電気通信事業法  
第33条4項2号)

- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤をえたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
	<b>長期増分費用方式 (LRIC)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定</li> <li>・前年度下期+当年度上期の通信量を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話網(加入者交換機等)</li> </ul>
<b>実際 費用 方式</b>	<b>将来原価方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用</li> <li>・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者回線(光ファイバ)</li> <li>・NGN</li> </ul>
	<b>実績原価方式</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前々年度の実績需要・費用に基づき算定</li> <li>・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング)</li> <li>・中継光ファイバ回線</li> <li>・専用線、・公衆電話</li> <li>・IP関連装置</li> </ul>

**接続料算定の原則**  
(接続料規則第14条第1項)

- 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\xrightarrow{\quad} \boxed{\text{接続料}} \times \boxed{\text{通信量等}} = \boxed{\text{接続料原価}}$$

$$\begin{aligned}
 \text{接続料} &= \frac{\boxed{\text{接続料原価}} \quad (\text{接続料規則第8条第1項})}{\boxed{\text{通信量等 (需要)}} \quad (\text{接続料規則第14条第2項})} = \frac{\boxed{\text{第一種指定設備管理運営費}} \quad (\text{設備コスト}) + \boxed{\text{他人資本費用}} + \boxed{\text{自己資本費用}} \quad (\text{適正報酬額}) + \boxed{\text{利益対応税}} + \boxed{\text{調整額}}}{\boxed{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値}} \quad (*)} \\
 &\quad (\text{将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値})
 \end{aligned}$$

\* 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

# 法定機能と接続料算定方式の対応関係①

法定機能の区分		機能の概要
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)	通称	
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパのサブアンバンドル
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング
	4.光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズレー)
	6.その他端末回線伝送機能	OLT等
端末系交換機能	7.端末系ルータ交換機能	NGNの収容ルータ
	8.一般収容ルータ優先パケット識別機能	NGNの優先パケット識別
	9.加入者交換機能	GC交換機
	10.信号制御交換機能	加入者交換機能メニュー
	11.優先接続機能	マイライン
	12.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ
	13.加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート
	14.加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート
15.折返し通信路設定機能	ISM	利用者のISDN回線を収容する装置(インターフェース加入者モジュール(ISM))を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能
16.光信号電気信号変換機能	メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
17.光信号分離機能	局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能
18.市内伝送機能	GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能
中継系交換機能	19.閑門系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ
	20.中継交換機能	IC交換機
	21.中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート
	22.中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート
23.音声パケット変換機能	NGNのメディアゲートウェイ	音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能

# 法定機能と接続料算定方式の対応関係②

法定機能の区分		機能の概要	
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)		通称	
中継伝送機能	24.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備をNTT東日本・西日本及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	25.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線	GC-IC間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能
	26.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
	27.一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	28.特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング 伝送機能	29.一般中継系ルータ交換伝送機能	NGNの中継ルータ及び県間伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～閥門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
	30.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の収容局接続	地域IP網における収容ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
31.イーサネットフレーム伝送機能		イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
32.通信路設定伝送機能		専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
33.信号伝送機能		共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能
34.SIPサーバ機能		NGNのSIPサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
35.SIP信号変換機能		NGNのセッションボーダーコントローラ	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能
36.番号管理機能		NGNのENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能
37.ドメイン名管理機能		NGNのIP電話用DNSサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能
38.番号案内機能		番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能
39.公衆電話機能		公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能
40.端末間伝送等機能		専用線(キャリアズレー)	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能
41.クロック提供機能		クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能

## \* 接続料の算定方式

■ : 実績原価方式 ■ : 将来原価方式(加入光ファイバ) ■ : 将来原価方式(NGN) ■ : 長期増分費用(LRIC)方式 □ : キャリアズレー※

※ 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレー方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

# 調整額の概要

- 調整額は、過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる仕組み。
- その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。(当年度・過去ともに実績原価等の場合)

$$\text{調整額} = \text{前々算定期間における費用} - \text{前々算定期間における接続料収入} + \text{前々算定期間接続料に算入した調整額}$$

(= 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要)

## (1) 接続料規則第8条第2項第1号の将来原価方式の調整額

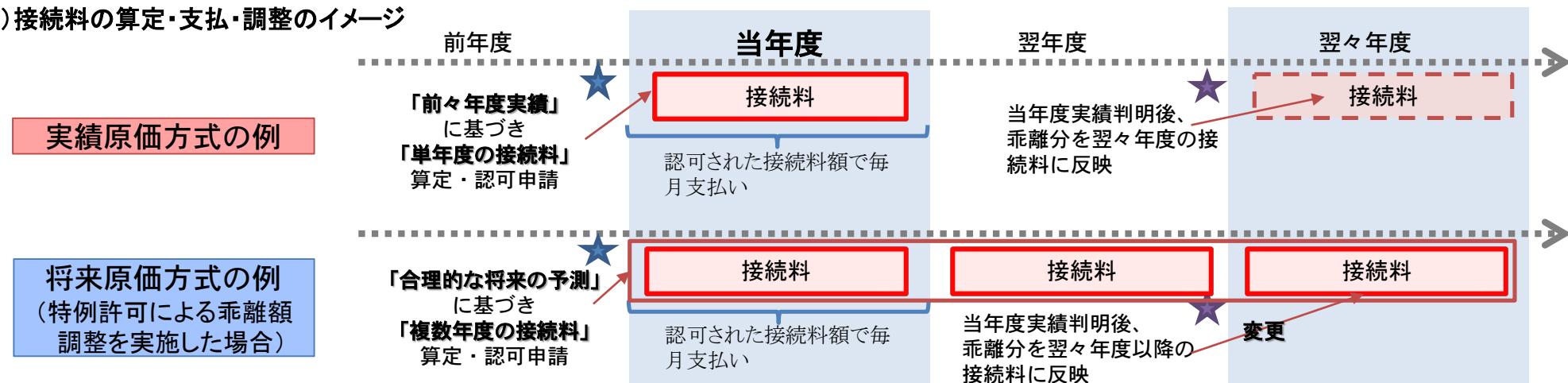
加入光ファイバについては、接続料規則第8条第2項第1号の将来原価方式により算定が行われているところ、その接続料調整額及びその考え方については、以下のとおりとなっている。

### ● 加入光ファイバ将来原価の調整額＝特例許可による乖離額調整を実施

加入光ファイバは将来原価方式(算定期間3～4年)で接続料を算定しているため、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を指定事業者のみに負担させることは適当ではないことから、指定事業者からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている(第一種電気通信設備接続料規則第3条の許可)。

※接続料規則第8条第2項第1号の将来原価方式は、基本的に接続料の認可申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、一定程度の乖離の発生は避けられないことを考えると、予測と実績の乖離分については、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている。

## (2) 接続料の算定・支払・調整のイメージ



# 「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の概要

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。
- 平成30年2月、同項を削り、同規則第14条の2を新設する改正を実施。
  - ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
  - ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
  - ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。
- さらに、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(平成29年9月8日)を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定・公表。
- 「接続料の算定に関する研究会」第六次報告書(令和4年9月9日)を踏まえ、令和4年11月28日に最終改定し、名称を「固定通信分野における接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」に変更。検証対象からフレッツADSLを削除。

## 検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時  
 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

## 検証区分等

- |   |   |
|---|---|
| ① 加入電話・ISDN基本料<br>② 加入電話・ISDN通話料※<br>③ フレッツ光ネクスト<br>④ フレッツ光ライト<br>⑤ ひかり電話 | ⑥ ビジネスイーサワード<br>⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー<br><small>(接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本)</small> |
|---|---|

## 検証方法

- ①～⑥:利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証
- ⑦ :検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証